

## 第 30 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 23 年 11 月 1 日（火） 14:00～17:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 3 階 第 1 会議室

### 3 出席者

（部 会 長）津谷典子

（委 員）廣松毅、白波瀬佐和子

（専 門 委 員）原ひろみ、水野谷武志

（審議協力者）文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

（調査実施者）総務省統計局：栗原労働力人口統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 労働力調査及び就業構造基本調査の変更等について

### 5 議事録

○津谷部会長 それでは、まだ若干、定刻まで時間がございませけれども、メインテーブルの皆様方全員御出席になっておりますので、ただ今から第 30 回人口・社会統計部会を開催したいと思います。

私は統計委員会の委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます、慶應義塾大学の津谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、本日御出席いただきありがとうございます。

本日の審議案件は、去る 10 月 21 日に開催されました第 50 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「労働力調査の変更及び労働力調査の指定の変更（名称の変更）」及び「就業構造基本調査の変更及び就業構造基本調査の指定の変更（名称の変更）」についてでございます。

まず出席者の皆様方の自己紹介をお願いいたします。今回審議をお願いいたします委員及び専門委員につきましては、お手元の配布資料 6－1 として名簿をお配りしております。その名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、委員の白波瀬委員、次に廣松委員、原専門委員、水野谷専門委員の順番でお願いいたします。

○白波瀬委員 東京大学の白波瀬でございます。

専門は社会学ですよろしくお願いいたします。

○廣松委員 情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。

今回の労働力調査、就業構造基本調査は久しぶりの審議ということで、何らかの形でお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○原専門委員 原と申します。

厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構で、労働経済学をバックグラウンドに研究をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野谷専門委員 こんにちは。北海学園大学の経済学部にも所属しています水野谷武志と申します。

ふだん、教育研究で労働力調査、就業構造基本調査をよく使わせていただいておりますので、何らかのお役に立てるようなことがあればいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 本日は審議協力者として関係府省、地方公共団体からも御参加いただいておりますので、今度は座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、文部科学省からお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省調査企画課の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省統計情報部の雇用統計課長をしております、南でございます。よろしくお願いいたします。

○厚生労働省 同じく厚生労働省の上田でございます。よろしくお願いいたします。

○農林水産省 農林水産省統計部の齋藤といいます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省 経済産業省の上野といいます。よろしくお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省の大熊と申します。よろしくお願いいたします。

○日本銀行 日本銀行調査統計局の石田と申します。よろしくお願いいたします。

○東京都 東京都統計部社会統計課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○大阪府 大阪府総務部統計課長の玉利でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、続いて事務局にも自己紹介をお願いいたします。

○空閑調査官 内閣府統計委員会担当室の空閑と申します。よろしくお願いいたします。

○金子調査官 総務省政策統括官室の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤副統計審査官 同じく佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○今井事務官 同じく今井と申します。よろしくお願いいたします。

○栗原室長 労働力人口統計室長の栗原でございます。

委員の先生方には日頃色々お世話になっておりますが、この度の諮問につきまして、またどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤企画官 同じく労働力人口統計室の佐藤と申します。企画官をしております。よろ

しくお願いいたします。

○津谷部会長 ありがとうございます。

次に、統計委員会令第1条第5項では、部会長に事故があるときは当該部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとして、部会長が部会長代理を指名することになっておりますので、私から本部会の部会長代理に廣松委員を指名させていただきたいと思っております。廣松委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

では、最初に部会審議の方法につきまして、皆様の御了解を得ておきたいと思っております。

御承知かと思っておりますが、統計法では基幹統計調査の計画を承認する際の基準が定められております。そこで総務省統計審査官室がその基準に則して事前審査した結果が資料5-1の審査メモとして本部会に示されております。つきましては、変更計画に関する個別の審議は基本的にこの審査メモに沿って行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今回は労働力調査と就業構造基本調査の二つの調査につきまして、同時に審議を行ってまいりますので、皆様方の効率的な審議への御協力につきまして、どうぞよろしくをお願いいたします。

また、本日は審議時間が3時間と長時間に及びますので、途中、適宜休憩を入れながら審議を進めてまいりたいと思っております。

では、審議に入ります前に、本日の配布資料や今後の部会のスケジュールなどにつきまして、総務省の金子調査官に説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、まず資料について御説明いたします。

お手元の議事次第を御覧ください。議事次第の4の配布資料にありますとおり、資料1から資料6まで6種類ございます。

資料1及び資料3の統計委員会諮問資料は、去る10月21日に統計委員会に諮問を行った際の資料一式でございます。資料1が労働力調査関係、資料3が就業構造基本調査関係でございます。それぞれ諮問文、諮問の概要、調査内容の見直し又は調査の概要、調査結果の利用状況で構成されております。

資料2及び資料4の承認申請書類は、基幹統計調査の変更について、総務省統計局から私どもの方に提出されました申請書類一式でございます。これも資料2が労働力調査関係、資料4が就業構造基本調査関係でございます。

資料5は本部会の審議に使用する各種資料です。先ほど部会長から御説明がございました審査メモ、労働力調査及び就業構造基本調査に関する過去の統計審議会の答申、それへの対応状況、更に「公的統計の整備に関する基本的な計画」の中で、今回の審議に係る部分の抜粋をしたものでございます。

資料6は「その他」として、本部会の構成員名簿や今後の審議予定に関する資料でございます。

不足等はございませんでしょうか。御確認いただきまして、不足がございましたら事務

局までお申し出いただければと思います。

続きまして、審議のスケジュールについて、資料6-2を御覧ください。

今回御審議いただく労働力調査等につきましては、私どもといたしましては平成24年1月の統計委員会で答申を頂きたいと考えております。そのため、本日を含めまして4回ほど部会審議をお願いしたいと考えております。

本日の1回目の部会では、今回の諮問の概要につきまして私どもから御説明をしまして、続きまして総務省統計局から補足説明を行った後、早速でございますが、個別の論点について審議をお願いしたいと考えております。

個別の論点の審議に当たりましては、私どもが作成した審査メモの内容や論点について御説明をいたしまして、その後、統計局の方から必要に応じて補足の説明を行い、その後に皆様に御審議をしていただきたいと思いますと思っております。

個別事項の審議に当たりましては、例えば就業と育児・介護等との関係の分析、あるいは非正規雇用の実態把握といった、労働力調査と就業構造基本調査の間で共通的な視点による調査事項の変更等がございますので、それぞれの調査ごとではなくて、調査事項ごとにまとめて両調査横断的な形で審議を行うこととしております。

これに関しまして、配布資料5-7に、表形式で視点ごとに両調査における関係の設問などを整理しておりますので、後ほど御覧ください。

本日は調査事項の変更のうち、「公的統計の整備に関する基本的な計画」を踏まえた変更等、もう一つ、統計委員会による統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等のこの二つの部分について御審議をお願いすることを予定しております。関係する部分を抜粋した基本計画や審議結果の資料につきましては、資料5-8及び資料5-9として配布をさせていただきます。

今後の話でございますが、11月21日、12月9日に開催いたします2回目と3回目の部会におきましては、順次個別論点の審議をしていただきますが、前回の部会で宿題が出れば、その整理も併せて行いたいと考えております。

これら3回の部会により、個別事項につきましてはおおむね審議を終えたいと考えております。

審議対象である個別事項に関する統計表様式、つまり結果表の案につきましては、総務省統計局で作成したものを、本日資料として提出していただいております。しかし、この部会の中でそれにつきましても細かく審議することになりますと、非常に時間的に厳しいため、統計表につきましては、部会終了後、私どもの方から委員、専門委員の皆様方に電子メールでお送りいたしますので、その適否等につきまして御検討いただき、御意見がございました場合は、その内容を次回の部会の前までに、事務局である私どもの方に御連絡を頂ければと考えております。

この関係で御意見を頂く期限等につきましては、本日の最後に改めて御連絡をさせていただきます。

また、統計委員会においては諮問の際に樋口委員長から、雇用関係については厚生労働省などの調査との調整を図り、御審議いただきたいといったような御発言が若干ございました。雇用関係につきましては厚生労働省などの調査との調整を図り、御審議いただきたいといった御発言でございます。したがって、これを受けまして個別事項を一通り審議した後に、他の統計調査との関係についても若干審議することを考えております。

具体的には、労働力調査と厚生労働省の毎月勤労統計調査との間の定義に関する整合性、あるいは厚生労働省が整備することとされております非正規雇用に関する継続的な調査との関係といったことにつきまして検討したいと考えております。ただ、他の審議事項と性格的に若干異なる部分がございますので、また本日お配りした審査メモとは別に後日、審議用の資料を用意させていただく予定でございます。

3回目の部会が終了した後には、最後の4回目の部会までの間に部会長の御指示に基づきまして私どもで答申骨子案を作成いたしまして、皆様方に電子メールでお送りいたしますので、御意見を頂きたいと考えております。頂いた御意見を踏まえて答申案を作成しまして、事前に委員、専門委員の皆様方にお示しをして、来年1月10日に開催予定の4回目の部会において、答申案についての最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、スケジュールの関係で、答申骨子案を作成することが難しいような場合には、直接答申案を作成するというのもあろうかと思いますが、その点につきましてお含みおきいただければと思います。

以上4回の部会審議を経た後、最終的に1月20日開催予定の統計委員会において答申を頂く予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○津谷部会長 金子調査官、ありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。本日はまず総務省統計審査官室から、労働力調査及び就業構造基本調査についての諮問の概要について御説明を頂き、引き続き調査実施者である総務省統計局から、補足説明がありましたらお願いをしたいと思います。

では、諮問の概要につきまして総務省の金子調査官、御説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、諮問の概要について御説明をさせていただきます。

資料1に基づきまして、労働力調査関係を御説明させていただきます。

諮問は、労働力調査の調査計画の変更と、基幹統計の指定の変更、具体には名称の変更ですが、この二つで構成されております。

まず諮問内容の御説明の前に、皆様おおよそ御承知おきかと思いますが、労働力調査の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料1-3「労働力調査の調査内容の見直しについて」を御覧ください。この上段に、労働力調査の概要をポンチ絵風にまとめておりますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

労働力調査は、基本的に毎月の短期的な労働力需給の変化を把握する観点で、完全失業率等の国民の就業・不就業の状態を明らかにして、雇用政策や各種行政施策の基礎資料を得ることを目的としておりまして、昭和21年9月に試験的に開始されまして、以来、昭和25年4月からは旧統計法に基づく指定統計調査として、平成21年4月からは、現行の統計法に基づく基幹統計調査として、実施されているものでございます。

調査に使用する調査票は2種類ございまして、基礎調査票と特定調査票がございまして。

基礎調査票は、有業者の仕事の内容や就業日数、無業者の求職理由など、就業・不就業に関する基本的な事項を把握するためのものでございます。

一方、特定調査票は、前職の状況や就業活動ように、やや詳細な事項を把握するための調査票でございます。

労働力調査は、この2種類の調査票により調査を行っており、基礎調査票は国勢調査の調査区から抽出した全国約2,900調査区内の約4万世帯及びその15歳以上の世帯員約10万人を対象としております。また、特定調査票は、基礎調査票の報告世帯の一部の約1万世帯及びその15歳以上の世帯員約2万5,000人を対象としております。

調査の方法でございますが、国、都道府県、調査員という系統であり、調査員が調査票の配布・収集を行う調査員調査により行われております。

この調査結果の利活用状況につきましては、資料1-4「労働力調査結果の利用状況」で大きく四つに分けて整理しております。行政上の施策への利用、国際比較のための利用、国民経済計算の推計への利用、そして地方公共団体における利用でございます。

行政上の施策への利用につきましては、御承知のとおり政府が毎月発表いたします月例経済報告において、労働力調査の結果から得られる完全失業率が雇用面の指標として景気分析に利用されているほか、政府の各種審議会等におきまして雇用対策や労働政策、男女共同参画等々、様々な形での審議の資料として活用されています。

国際比較のための利用につきましては、ILOやIMF、OECDといった各種国際機関等に対して、加盟国における就業状況等を比較する際のデータとして提供されています。

また、このほかにも先ほど申し上げたとおり国民経済計算や地方公共団体における各種計画の策定の際に、基礎資料として利用されています。

続きまして、今回の変更の概要でございます。今回の変更は2点ございまして、1点目は調査計画の変更、2点目は基幹統計の指定の変更ということで名称の変更であります。

まず、調査計画の変更につきましては、具体的には調査事項の追加、変更あるいは削除といったことございまして、その主な内容は資料1-2の「諮問の概要」の「3 主な変更内容」に記載しておりますが、時間の関係上この説明を省略させていただきまして、先ほどの資料1-3の「労働力調査の調査内容の見直しについて」の資料にお戻りいただき、この中の中段以降、「近年の重要課題」及び「見直しのポイント」で説明をさせていただきます。

まず、今回の調査計画の見直しに当たりましては、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ

た見直し・検討を行っております。この社会経済情勢の変化というのは、具体的には中段の近年の重要課題というところで整理しておりますが、一つ目が近年の企業間競争の激化、あるいは経済の低迷を背景といたしました、いわゆる非正規雇用者の増加といった雇用の構造的な変化。

二つ目が、少子高齢化の進展によります労働力人口の減少。

三つ目が、労働力人口の減少に関連いたしまして、多様な人材を十分に活用するとといった観点から、仕事と生活との調和を図るワーク・ライフ・バランスの考え方の重要性の高まり、あるいはこれに伴う労働時間のより正確な把握です。

こうした社会経済情勢変化から、平成 21 年 3 月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」、いわゆる基本計画の中でも、①といたしまして、ILO の国際基準も踏まえて実労働時間の適切な把握の観点からの調査事項の見直しが指摘されております。また、非正規雇用の形態の一つである有期雇用者の契約期間の実態把握のための調査事項の改善といった指摘もございます。

このような基本計画の指摘も受けまして、調査実施者である総務省統計局では、こうした状況に対応した調査項目の追加・拡充、あるいは集計事項の変更等を行うといった調査計画案を作成しております。

今回の調査計画で見直しを行った主な具体の調査事項につきましては、この資料の下段の「見直しのポイント」において三つの○で列記しておりますが、1 点目は、「実労働時間のより適切な把握」です。先ほど申し上げました毎月の調査で使う基礎調査票に、年ベースの実労働時間の的確な推計に必要な事項ということで、月末 1 週間及び月間の就業日数を追加することが計画されております。

2 点目は「非正規雇用の動向や実態把握の充実」です。1 年を超える、または無期の雇用契約で雇われている常雇につきまして、有期の契約期間と無期の契約期間についてより細かく把握できるようにする。

また、正規職員、パートタイマー、派遣職員等々といった区別である雇用形態について、基本的に四半期ごとに把握する特定調査票から、毎月把握する基礎調査票に移動させ、把握頻度を高めることも予定されております。

さらに、非正規雇用と育児・介護との関係を把握・分析するために、非正規雇用に就いている理由を尋ねる設問も新たに設けることが予定されております。

最後に、派遣労働者につきまして、より適切に実態把握を行っていくために、従来派遣労働者の派遣元の産業分類を把握していましたが、これを派遣先の産業分類等を把握することに変わることも予定をしています。

3 点目は、「その他の改善等」です。例えば、大学院卒業者における学歴と就業状況の関係を把握分析するために、報告者の教育区分については、従前は大学と大学院を一つの選択肢としていましたが、これを細分化します。一方で、今回新たに追加をした事項がございますので、報告者負担が増えることを勘案し、やや必要性が低下した事項については削

除を行うことも計画されております。

労働力調査の調査計画の関係は以上であります。もう一点、基幹統計の指定の変更、名称の変更について御説明いたします。これにつきましては資料1-2の「諮問の概要」の3ページ目のⅡを御覧ください。現在、「労働力調査」は、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあります。平成21年に施行されました現行の統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査というものを概念上、区別しております。そのため、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同じにしておくのは現行の統計法の下では適当でないため、基幹統計の名称を適当なもの、案としては労働力統計と記載しておりますが、そうした名称に変更するというものでございます。

改正前の統計法においては、統計調査から作成される調査統計だけが法律の規律の対象であり、調査とそれから作成される統計を分ける必要性はあまりありませんでした。

一方、平成21年度に改正された現行の統計法は、その規律の対象として、統計調査から作成される調査統計以外にも、IIPや産業連関表、国民経済計算などの加工統計や行政機関が業務上得られる情報を用いて作成する業務統計、入国管理統計等いろいろなものがあるのですが、そういったものまで法律の対象とするということで含むため、法律上の概念として、統計と統計調査を区分している形になっております。

それを踏まえて、この労働力調査以前に諮問いたしました基幹統計調査につきましても、調査の名称と統計の名称が同じである場合にはその統計の名称を変更する手続を、順次採っているところでございます。このような理由で、労働力統計等、適切な名称に変更するというところでございます。こういった名称にするかは、またこの部会の中で御審議いただければと考えております。

以上が労働力調査の諮問の概要でございます。

もう一つ、就業構造基本調査についても資料3に基づきまして御説明をさせていただきたいと思いますが、こちらも労働力調査と同じように、調査計画の変更と、基幹統計の指定の変更、名称の変更二つで構成されております。

労働力調査と同様に、まず就業構造基本調査の概要について簡単に御説明をさせていただければと思いますが、資料3-3の「平成24年就業構造基本調査の概要」を御覧ください。この上段の「調査の概要」に基づきまして説明をさせていただきます。

就業構造基本調査につきましては、雇用の構造的な変化を把握する観点で、国民の就業及び不就業の状態を調査して、全国及び地域別の就業構造の実態を明らかにすることを目的としているものでございます。昭和31年に第1回目の調査が実施されまして、以来昭和57年まではおおむね3年周期で行われておりましたが、昭和58年以降は5年周期で実施されております。この平成24年に実施される調査は16回目となります。

調査の内容でございます。平成22年国勢調査の調査区から抽出した全国約3万2千調査区内の約51万世帯及びその15歳以上の世帯員約108万人を対象といたしまして、有業者につきましては雇用形態や勤務先の産業、転職希望等、また無業者につきましては就業希



望の有無や非就業希望理由といったやや詳細な事項を把握することとしております。

調査の方法につきましては、これは労働力調査と同様にいわゆる調査員調査により行うことを予定しております。

調査結果の利用につきましては、資料3-4に「就業構造基本調査結果の利用状況」として整理しておりますが、こちらも基本的に行政上の施策への利用とか、白書等における分析での利用といった形で利用されてございます。

続きまして、今回の変更の概要でございますが、まず先ほど申し上げた2点のうち1点目の調査計画の変更についてでございます。これにつきましても、資料3-3「平成24年就業構造基本調査の概要」で御説明をさせていただきます。

まず、今回の調査計画の見直しにつきましては、先ほどの労働力調査とかなり重なる部分がございますけれども、資料の中段の「近年の重要課題」で整理していますとおり、非正規雇用の増加や労働力人口の減少、ワーク・ライフ・バランスや育児介護支援の重要性の高まりといったことを背景といたしまして、基本計画の中でも幾つか指摘を受けています。具体的にはまず非正規雇用の形態の一つである有期雇用契約者、この契約期間の実態把握のための調査事項の改善です。もう一つは、就業と育児介護等との関係をより詳しく分析するための調査事項の追加といったことが指摘されているところです。

調査実施者である総務省統計局では、こうしたことを踏まえまして調査計画案を作成しており、具体的にはこの資料の下段の「平成24年調査のポイント」に、今回の主な見直しが挙げられております。

最初の「○」でございますが、少子高齢社会における雇用環境の把握の観点から、就業との関係を分析するために、育児介護の実施状況あるいは育児休業、介護休業の取得の有無といった調査事項を追加することが1点でございます。

二つ目の「○」は非正規雇用の実態把握の充実のために、雇用契約期間に関する調査事項として雇用契約期間の定めの有無、1回当たりの雇用契約期間等といった調査事項を追加するということであります。

3点目の「○」は、就業状況と密接に関連する収入の種類につきまして、よりの確に把握するために把握単位を世帯から世帯員に変更するということであります。従前、収入につきましては世帯単位で把握をしていました。ところが、特に雇用保険関係について、世帯対象の統計調査の結果から得られる収入側としてのデータと、厚生労働省の業務統計から得られる支出側としてのデータとの整合性が必ずしも十分でないといったことが示されていることから、よりの確に把握するために、把握単位を世帯員に変えるという趣旨のものでございます。

四つ目の「○」は学校の卒業時の経済情勢についてですが、これは後の雇用形態、つまり正規雇用に就いているか非正規雇用に就いているかに大きく影響しているであろうと考えられることから、その両者の関係を明らかにするために必要な調査事項として、卒業年次を追加するというものであります。つまり、卒業時がいわゆるバブルの時期であった、

就職氷河期であった、そういった折々の経済状況というのが雇用形態に影響しているだろうということで、その辺りの分析をするために卒業年次を追加するというものであります。

五つ目の「○」はややニュアンスが違うのですが、先般東日本大震災という大きな災害がございました。これを踏まえ、震災と就業状況の関係を明らかにするために、震災による離職等の状況といった調査事項を追加することが予定されております。

六つ目の「○」は本調査結果の地域別結果の利用促進を図るという観点から、新たな集計区分としまして都道府県内ブロック別集計を行うことが予定されております。都道府県内ブロック別集計とは、例えば東京都ですと区部と多摩の方とで幾つかの区分に分けるということで、様々な経済活動などの状況を踏まえたブロックを設定し、このブロック別に集計するということです。

7点目は調査方法に関することでございます。オンライン調査については、前回の平成19年調査には、ごく一部の市についてのみ実施しましたが、特に問題が生じなかったため、調査の効率的かつ円滑な実施といった観点から、今回は全国の県庁所在地、政令指定都市及び人口30万人以上の市に本格的に導入をするということでありまして、当然、それに伴って調査対象者からの照会等も増えるということも踏まえまして、併せてコールセンターも設置することを計画しております。

以上が就業構造基本調査の調査計画の変更の関係でございますが、もう一つ、先ほどの労働力調査と同様に基幹統計の名称の変更というものがございます。これも先ほどと同様に資料3-2の「諮問の概要」の3ページに記載しておりますが、先ほど御説明しました考え方によりまして、案としては就業構造基本統計と記載しておりますが、基幹統計の名称を適切なものに変えるため、こういった名称がよろしいのかということ、部会で御審議いただこうと考えているところでございます。

以上が今回の諮問の概要であります。

○津谷部会長 調査実施者である総務省統計局から、補足説明はございますか。

○栗原室長 一言だけコメントさせていただきます。今の統括官室の説明と重なる部分も若干あるかもしれませんが、労働力調査は完全失業率など我が国の雇用、失業の動向を毎月明らかにするための調査と思っております。就業構造基本調査は名前のとおり、雇用、失業の構造面を明らかにするための調査ということで、それぞれ役割を担っておりまして、どちらも国、地方を通じて雇用対策等に幅広く利用されているところでございます。

今回、見直しの背景といたしましては、政府の「公的統計の整備に関する基本的な計画」ができて、取組の方向性が示されたということが一つございます。近年の雇用をめぐる情勢としまして、先ほど御説明がありましたけれども、非正規雇用の拡大など雇用の構造的な変化でありますとか、少子高齢化の進展の下で仕事と育児介護との両立、ワーク・ライフ・バランスの要請の高まりがございますので、そうした変化に調査の方も的確に対応していく必要があるということでございます。

労働力調査につきましては、今回完全失業率などの基本的な事項につきましては、時系列性に支障が出ないよう配慮しつつ、労働時間の関係でありますとか、非正規雇用に関する統計の整備という観点から、調査内容の充実を図っております。

就業構造基本調査につきましては、労働力調査の約 10 倍の大サンプルというメリットを生かしまして、就業と育児・介護との関係の把握や、有期雇用契約の実態把握あるいは若年層の雇用の把握の充実等の観点から、充実を図っております。

東日本大震災の翌年の調査となりますので、震災と雇用との関係に関する質問も今回盛り込んだということでございます。今回の見直しを通じまして、両調査が社会のニーズにより応える調査となれば幸いと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○津谷部会長 栗原室長、ありがとうございました。

以上、概要説明と補足説明をしていただきました。詳細な議論につきましては、基本的にこれから行います個別事項の審議の中で扱いたいと思っておりますが、ここで総論的な事柄で特に御発言をなさりたいという方がいらっしゃいましたら、どうぞ御発言ください。

では、特に御発言ないようですので、個別論点の審議に入らせていただきたいと思います。

まず調査事項の変更についてでございます。審査メモにおきまして、調査事項については 1 ページ「(1)『公的統計の整備に関する基本的な計画』を踏まえた変更等」、「(2) 統計法施行状況に関する審議結果を踏まえた変更等」、「(3) 東日本大震災の仕事への影響について把握するための追加」、「(4) その他」の四つの項目立てがなされております。

したがって、本日の審議の流れといたしまして、まず項目ごとに統計審査官室から御説明をしていただき、その後個別の調査事項について審議を行うといった流れで進めてまいりたいと思っております。

労働力調査の調査票と就業構造基本調査の双方の調査事項にまたがりますので、先ほども御説明がございましたが、できましたら労働力調査の調査票及び就業構造基本調査の調査票の案、新旧対照表を見比べて御覧いただいて審議を進めていきたいと思っております。

では、まず資料 5-1 「審査メモ」に沿いまして「ア 少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備」につきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 「ア 少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備」の項目に関しましては、資料 5-8 にお示ししております基本計画の関係の抜粋の中で、就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係をより詳細に分析するための関係統計を整備することが規定されているところでございます。

これを踏まえた対応といたしまして、調査事項の変更が 6 点ほど計画されているところであります。

まず 1 点目でございますが、資料 2-6 の「労働力調査 調査票の変更点について（新

旧対照表)」の4ページを御覧ください。この中で4ページの下の方に「C2」という労働力調査の特定調査票の設問の選択肢の中で「家事・育児のための仕事が続けられそうにない」がございましたが、これを今回「出産・育児のため」と「看護・介護のため」という二つに分割するというものであります。これにつきましては、就業を抑制する要因については育児等のほか、近年の高齢化の進展に伴って介護のウェイトが大きくなってきていることから非求職理由と介護との関係を把握・分析するために、選択肢を出産・育児と看護・介護の二つに分割するというので、これにつきましては私どもも適当であると判断しているところであります。

2点目は、就業構造基本調査の関係でございますが、こちらについては資料4-5「就業構造基本調査 調査票新旧対照表」の7ページを御覧ください。こちらに新しい方の調査票案で言いますと「A7」～「A9」という部分であります。従前は「この仕事で就業時間を増やしたいと思っておりますか」という設問がございました。これを「現在より就業時間を増やしたいと思っておりますか」と設問文を変更しまして、その設問の位置も変更するというのであります。

これは具体的に新旧対照表で言いますと、平成19年調査では「A7の2」の「この仕事で就業時間を増やしたいと思っておりますか」を、「A9」として位置を下げまして、表現を「現在より就業時間を増やしたいと思っておりますか」と変えるということであり、この変更につきましては、希望する就業時間と実際の就業時間とのミスマッチの状況を、より一層詳細に分析するために表現ぶりを変えるということであり、

また、「この仕事にはいつついたのですか」という設問がありますが、19年調査ですと「A8」として一番下にありますが、これを変更案では、一番上の「A7」に位置を変更することを予定しております。

基本的にはこのような考え方が適当であると当方も思っているわけですが、ただ、平成24年度調査の「A9 現在より就業時間を増やしたいと思っておりますか」という設問の選択肢として「今のままでよい」「増やしたい」「減らしたい」と三つの選択肢がございました。これについては単純に就業時間の増減希望を尋ねる形になっているのですが、例えば、「賃金が変わらなければ就業時間を減らしたい」、「賃金が減っても就業時間を減らしたい」など、これには様々なケースが含まれるであろうと考えられますので、設問文にこのような前提を設けることの必要性の有無について、統計局に説明を求めています。

3点目でございます。これも就業構造基本調査でございますけれども、新旧対照表の9ページ目であります。「B6 仕事を探したり開業の準備をしていないのはどうしてですか」という設問ですが、このうちの「育児や通学のため仕事が続けられそうにない」という選択肢を「通学のため」と「出産・育児のため」に細分化するものです。この部分については非求職理由と出産・育児の関係を分析するという観点から、「その他」に含まれていた出産を育児と並べて選択肢として設けるものであり、これは適当と判断しているところであります。

4点目は、同じく就業構造基本調査の新旧対照表の9ページの「B9 収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか」という設問の選択肢について、「育児のため」というものを、「出産や育児のため」という形に、またこれに伴って、「家事（育児・介護・看護以外）のため」というものを、「家事（出産・育児・介護・看護以外）のため」に変更するというものであります。この設問につきましても先ほどの「B6」と同様のことで、「その他」に含まれていた出産を育児と合わせて把握し、出産・育児との関係を分析するということで、適当と考えているところでございます。

5点目は、就業構造基本調査の新旧対照表の10ページ目を御覧ください。「C3 どうして前の仕事をやめたのですか」という設問の選択肢につきまして「収入が少なかった」及び「労働条件が悪かった」を「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」という形で統合し、また「育児のため」を「出産・育児のため」ということで出産を明記する変更であります。

これについては従前細分化して把握していた離職理由を簡素化をする一方、ワーク・ライフ・バランスの状況を的確に把握するという意味で「その他」に含まれていた「出産」を、育児の一部として明確に把握することを目的とする変更であり、適当と判断しているところであります。

6点目は就業構造基本調査の新旧対照表の13ページ目ではありますが、育児・介護の状況を尋ねる設問を新たに追加するものであります。具体には、ふだんの育児の有無、育児休業の利用状況、ふだんの介護の有無、介護休業の利用状況の4点を追加するということであります。この追加につきましては、先ほど御説明しました基本計画の内容を踏まえて、就業と育児、介護との関係を詳細に捉えるといった観点によるものであり、適当と考えてございます。

この項目の関係の説明は以上であります。

○津谷部会長 金子調査官、ありがとうございました。

それでは、調査実施者の総務省統計局から、補足説明がありましたらお願いいたします。

○栗原室長 特に補足というのはございませんけれども、審査メモの中で論点と指摘された事項につきましては、資料5-2「審査メモで示された論点に対する回答（総務省統計局）」で私どもの方で回答を用意させていただいております。まず論点として上がっているのは「A7」になるのですが、個別に「A7」に来た時に御説明した方が分かりやすいでしょうか。

○津谷部会長 「A7」についての個別審議の時に御説明をお願いいたします。

では、先ほどの金子調査官からの御説明の順番に審議をさせていただきたいと思っております。

最初の労働力調査の特定調査票の「C2」でございます。これは労働力調査の新旧対照表4ページになります。「C2 仕事をしたいと思っていながら現在仕事を探していないのはどうしてですか」という質問におきまして、現在仕事を探していない理由の選択肢の一つである「家事・育児のため仕事が続けられそうにない」を「出産・育児のため」と「看

護・介護のため」という二つに分割するという案につきまして、御意見や御質問がある方はどうぞ御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。御異論ございませんようですので、それでは、この件については御了承いただいたものとしたしたいと思います。

では、次に構造基本調査新旧対照表の7ページ、審査メモの1ページの「A7 この仕事についてののはいつですか」というものでございます。これ以降は全て産業構造基本調査についての調査事項となります。

「この仕事で就業時間を増やしたいと思っておりますか」を「A4 現在より就業時間を増やしたいと思っておりますか」に変更いたしまして、当該設問の位置も変更するというところでございます。「A7 この仕事についてののはいつですか」の質問の位置を変更することについてでございますが、特に就業時間の増加の希望の質問につきましては、先ほどの御説明にもございましたように審査官室から問題提起がなされております。この点も踏まえまして、先ほどの調査実施者からの統計局の御説明をまずお願いしたいと思います。その後、御意見や御質問を伺いたいと思っております。

では、お願いいたします。

○栗原室長 回答いたします。

「A7」の質問でございますが、前回の平成19年調査では新旧対照表を見ていただくとわかると思うのですが、「A7」でこの仕事を続けたいという人に対して就業時間の増減希望を聞いていました。つまり、就業継続希望者だけに聞いていたのですが、転職をしたりとか追加の仕事をしたりする場合もあり、何も就業継続希望者だけに限る必要はないのではないか、そういうコンディションを外してよりフラットな形で聞くようにしようではないかということで、質問内容自体は変更せずに、今回位置を変えて、「A9」という下の方に持ってきたものでございます。

審査メモにあります、「前提を設ける必要があるのではないか」という点でございますけれども、先ほど審査官室からも御説明がありましたとおり、まさに様々なケースがありますので、そういった賃金との関係に関する色々なケースを、限られた調査票のスペースの中で、全て書き分けて把握するというのは難しいと考えます。

就業時間の増減希望というのは、必ずしも賃金だけに依存するものではないと考えられまして、例えば「育児・介護との関係で短時間労働をしていますけれども、本当はもっと働きたい」とあるとか、いろいろなパターンがあるかと思われまして、そういう意味で前提をつけるのはよろしくないのではないか。その審査メモの方でも例えば賃金が変わらなければという前提の例示が挙がっておりますけれども、賃金が変わらなければというものを付けてしまいますと、賃金が変わらなければ就業時間を増やしたいとなってしまいますと意味不明になってしまうということもありますので、そういう意味でいろいろ総合的に考えますと、何も前提をつけない方がよろしいのではないかと考えています。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、先ほどの御説明も踏まえまして、御意見や御質問のある方はどうぞ御発言お願い

いたします。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

今の就業構造基本調査の「A9」の件なのですけれども、私も調査結果の時系列的な継続性というものを考えなければいけないと考えます。また、就業時間に関する意識を質問するにあたって、特定の理由を前につけることに伴う問題も考えられます。就業時間を増やしたいか減らしたいかについての理由がいくつか考えられるからです。理由と希望との組み合わせを考えると、設問がかえって繁雑になるのではないかというのが私の意見です。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

○原専門委員 私も変更案に賛成です。この方がシンプルで分析もしやすいと思います。

1点、この選択肢の順番について質問です。同じく就業構造基本調査の「A9」の選択肢を「今のままでよい」「増やしたい」「減らしたい」という順番になさっているのは、何か意味があるのでしょうか。選択肢を作成するときは規則性のある程度見出して行うのが通常です。「減らしたい」「今のままでよい」「増やしたい」又は「増やしたい」「今のままでよい」「減らしたい」の順番の方がしっくりくるような気がするのです。あえて規則性を見出さないこういう選択肢の順番にされたことの意味を御説明いただければと思います。

○津谷部会長 では統計局、お願いいたします。

○栗原室長 ここは端的に言ってしまえば、従前との並びで、選択肢の順番を変更するだけでも回答内容の時系列の整合性などいろいろ影響する可能性がありますので、従前の選択肢の並びを維持したということでございます。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。従前は「A7の2」で、このような並び方になっていたのでそれを踏襲したというお答えでございます。

○原専門委員 従前どおりだということは理解していたのですが、この設問を私自身が使って分析させていただいたことがあり、非常に不思議に思ったので、それで質問させていただきました。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

その他、御質問、御発言ございますか。もうこれで御異論ございませんでしょうか。では、御異論ございませんようですので、これで御了承いただいたことにいたしたいと思えます。

次は、「B6」です。これは産業就業構造基本調査新旧対照表の9ページ、審査メモの2ページになるかと思えます。「仕事を探したり開業の準備をしていないのはどうしてですか」という設問の選択肢につきまして、「育児や通学などのために仕事が続けられそうにない」とありましたものを、「通学のため」と「出産・育児のため」に分ける変更をすることによってございます。これにつきまして御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願い

いたします。

御意見、御質問ございませんでしょうか。では、この件につきましても特に御意見はないようですので、御了承を頂いたものといたします。

次は、「B 9」です。新旧対照表の9ページ、審査メモの2ページでございます。「収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか」という設問の選択肢につきまして、「育児のため」を「出産・育児のため」に、そして「家事（育児・介護・看護以外）のため」を「家事（出産・育児・介護・看護以外）のため」というように「出産」を加えるという変更につきまして、御意見や御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。この件につきましても御異論、御意見ございませんでしょうか。

では、特に御意見ないようですので、これにつきましても御了承を頂いたものといたします。

次は「C 3 どうして前の仕事をやめたのですか」という設問の選択肢についてでございます。これは就業構造基本調査の新旧対照表10ページ、審査メモ2ページです。これにつきまして、「収入が少なかった」「労働条件が悪かった」と分かれておりましたものを、「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」と一つに統合するということです。もう一つは「育児のため」を「出産・育児のため」と出産も加えるという変更についてでございます。御意見や御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

それでは、この件につきましても特に御意見、御異論ないようですので、御了承を頂いたものといたします。

次に「E 育児・介護の状況について」という新たな設問でございます。これは就業構造基本調査の新旧対照表13ページでございますけれども、御意見や御質問のある方はどうぞ御発言をお願いいたします。新しい設問でございますが、よろしいでしょうか。

○白波瀬委員 考えがしっかりまとまっていないところもあるのですけれども「ふだん育児をしていますか」という質問と、これに続く質問文にある「この1年間」と言ったときの質問となる時間的なスパンのズレが気になります。もちろんここで「1年間に」と時間的な限定を置かれたことで、質問の対象が明確になるという利点があるとは思いますが、しかし、「ふだん育児をしていますか」と尋ねて、続けて「この1年間に育児休業を」と尋ねたときに、それぞれの回答となる期間について、過大評価、あるいは過小評価が生じてしまうのではないかと今、考えています。そこで、ここでの質問の時間的な関係について確認させてください。

○津谷部会長 お答えがございましたらお願いいたします。

○栗原室長 「E 1の2」で育児休業制度との関連を尋ねる設問の方なのですが、ここは我々の計画案の検討段階の最初のころにおいても1週間にしたらどうかなど、色々検討を行ったのですが、1週間では短過ぎるのではないかと、ふだん育児をしているかということとの並びで聞くので、ある程度長さがなければいけないのではないかと、しかし、全く期間を区切らずに、ふだん育児休業をとっていますか尋ねるのも、それはそれでおかし



いのではないかと、ということで、1年間を一つ妥当な線と考え、設けているものでございます。

○津谷部会長 白波瀬委員、よろしいでしょうか。この二つの設問が、要は対象としている時期というものが合っていない、整合性が若干欠けている、「ふだん」に対して「過去1年間」の制度利用ということで、少し引っかかるということであったと思うのですけれども。

○白波瀬委員 若干繁雑にはなるのですけれども、例えば「ふだん育児をしていますか」、「今、実際に育児休暇を取っていますか」、「取っていましたか」という形での質問というのはいかがでしょうか。つまり「ふだん育児をしていますか」が親質問になりますから、その親質問を最大限利用した形の子質問にした方が、答える方としてはいいかなと思ったのです。ただ、それも煩雑さがないわけではありません。最も効率的な質問の仕方について私もいいアイデアが浮かばないのですけれども。

○栗原室長 今おっしゃったのは、調査時点で育児休業を取っているかどうかというふうにした方がよいのではないかとということですか。

○白波瀬委員 今取っているか、取っていたかという二つの設問を設けるということです。要するに、今はもう育児休業の期間は終わってしまったのだけれども、まだ育児をしているということと、育児休業の途中だということは同義ではないので。

○栗原室長 今取っているかどうかということと、過去の経験の両方聞いたらということですか。

○白波瀬委員 ここでは「この一年」といった時にこぼれおちるケースがどれくらいなのか知りたいところです。ただ、質問が複雑になるのは避けるべきですし、そう考えますと1年と入れた方がいいですかね。

○栗原室長 例えば労働力調査で把握しているのは、アクチュアル、具体的には月末1週間の就業状態という短い期間です。一方、就業構造基本調査で把握しているユージュアルというのは「ふだんの」ということなので、もう少し長いスパンを視野に入れた考え方だと思うのです。それとの並びということでいきますと、この育児・介護の設問におきましても、やはり調査時点でどうかというより、ある程度同じようなスパンを視野に入れた内容で合わせた方がよいのかなという気がいたします。また、その時点での育児休業の取得状況と、過去の取得状況との両方を尋ねるというのも、調査票のスペース的に難しいかなという気がいたします。

○白波瀬委員 思いつきなのですけれども、例えばこの1年間の育児状況について尋ねる、つまり、最初の親質問段階で1年間という区切りを設けてしまうというのはいかがでしょう。

○津谷部会長 ただ、そうしますと育児をしていない人というのが出てきますので、限定を設けてしまうと質問の流れが崩れてしまうように思います。

ただ、白波瀬委員がおっしゃっていることは、現在育児休業しているかどうか聞いた方

が分かりやすいとこういうことかなと思います。ただ、過去となりますといつなのかということ特定しないと、恐らくその情報は使えないであろうと思います。

それから、育児休業制度がまだなかったときは育児休業できないわけですので、そうした意味での選択性が生じてきてしまうので、やはり過去のことを尋ねるためには、それなりに過去のタイミングをある程度特定できないと難しいであろうと思います。そうすると、就業構造基本調査では、色々な過去の職歴などをそれほど把握しておりませんので、どのように使っていくのかなということになるかなと思います。

ですので、現在育児休業していると聞くのか、又は過去1年間にある程度限定するような時間の幅を持たせた聞き方にするのか、ということになるかと思います。もしほかに御意見がこの点についてございましたら。

○廣松委員 私の質問も一つはそれで、ここ1年間と限定されていることに関して私も違和感を覚えて、取ったか取らなかったかということだけではまずいのでしょうか。例えば、「この1年間」というように期限をつけずに、「これまでに育児休業などの制度を利用しましたか」というような形です。確かにいつ取ったのか取らなかったのか、そこは確かに曖昧になるのですが、ただ、「ふだん」と聞いて、続く設問において「この1年間に」と聞くことについては、私も違和感を覚えたことは事実です。

○津谷部会長 そのほか御意見ございますでしょうか。統計局、何か御意見ございますでしょうか。

○栗原室長 スパンを限定しないで過去の経験だけを尋ねるのはどうかということなのですが、すけれども、その場合、過去に育児休業を取ったけれども、今は取っていない人も入ってきてしまうことになってしまいますので、制度の利用状況を見るという観点からいくと、その辺りどうなのかなという気がいたします。

○津谷部会長 それでは、この点につきましては統計局の方でもう少し御検討いただくことといたしましょう。実は設問の並びは、続く設問に回答する人をどういうふうに絞り込んでいくのかということにも関係があります。今回は「E」という大きな設問を新たに設けることとなりますので、この質問がカバーするスパンについて整理をしていただいて、お話し合いをしていただいて、次回の部会で再度審議をさせていただいて、結論を出したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○津谷部会長 ありがとうございます。では、そうさせていただきたいと思います。

では、廣松委員、先ほどの御質問がございましたら。

○廣松委員 すみません、少し元に戻って恐縮なのですが、今、読み返して気が付いたのですが、「C3」の「どうして前の仕事をやめたのですか」は新旧対照表の10ページで、今回の計画案では「労働条件が悪かった(収入が少なかったなど)」となっているのですが、これは平成19年の調査と比べると一つにまとめたわけですね。収入が少なかったということ労働条件に入れ込んでしまうのはいいのかなという印象を持ちました。ただ、

ここはかなり選択肢が増えていきますので、これ以上増やすのは難しいのかもしれませんが、収入が少なかったという選択肢が消えることに関しては、お考えいただければと思います。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私も同感です。今、質問のタイミングを逸したのですけれども、収入が少ないということは確かに労働条件の中に入りますが、どうしてこれをあえて一緒にされたのかということをお説明いただきたいと思いました。

○津谷部会長 たくさん選択肢が増えてきたのでスペースがないということに加えて何かございましたら、御説明をお願いします。関連でございますか。

○原専門委員 私もタイミングを逸してしまいましたので併せて。私は選択肢を統合することには特段異論は実はないので、(収入が少なかったなど)という括弧書きを付けることで、労働条件が悪かったということではなくて、収入が少なかったというところに回答が引きずられるような印象を持ちましたので、括弧書きの適切さという点を御検討いただけないかと思っています。

○津谷部会長 御説明ございますか。

○栗原室長 ここは選択肢が多いので、できるだけ統合できるところは統合しようということが基本的な発想であることと、収入も労働条件の一つではあるので、ここはきっちり書き分けられるのかという点もあったものですから、一つにまとめてはみたのですけれども、先生方は収入を単独でどうしても見る必要があるという御意見でありましょうか。

○廣松委員 そうですね。やはり大きな要因だろうと思いますので、可能であれば残していただいた方がいいかなと思います。

○津谷部会長 確かに収入が少ないということは労働条件の一つであろうということで、おまとめになったという趣旨はよく理解できるのですが、ただ、平成19年調査の調査票の並び方を見ておきますと、まず「収入が少なかった」、その次に「労働条件が悪かった」という順番であることからしますと、恐らく「労働条件が悪かった」という選択肢については、収入以外で労働条件が悪かったということ、例えば職場の環境が非常に良くないとか、危険な仕事であるとかの意味が想定されているように解釈ができてしまうので、これら選択肢を統合してしまうと、若干意味も変わってくる可能性もあるかなと思います。

ただ、余りごちゃごちゃしますと今度は目がちかちかしまして、お手元に調査票の案が配布されておりますが、それでなくとも調査票は相当小さな字でぎっしり書き込まれているという感じがしますので、あまり選択肢を多くしてしまつては、読みづらいということになると、回答者の負担も大きいかなと思います。しかし、これらの選択肢を統合することについて、調査票のスペースを節約するためだけではなくて、調査の設問の意図及び選択肢で軽重を図っているものをお考えいただいて、統計局からの御回答をお願いしてよろしいでしょうか。もし二つの選択肢を統合しない場合に調査票がどういうふうになるのか。要はもう一つ縦列ができるわけですが、ビジュアル的にどうなるのかも含めて、

宿題という形で御検討いただくということによろしいでしょうか。

○廣松委員 もう一つ細かいことですが、「B9」の「収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか」というところで、今回家事という言葉になるべく出産・育児・介護・看護というふうに分けて聞こうとしている。その意図は十分分かるのですが、恐らく家事という言葉が出てくるのは今回ここだけになりそうですね。それだとこの選択肢について、出産・育児・介護・看護を除いた家事と言ったら、具体的にどのようなものが含まれるのかなと思ったもので。平成19年のときの調査票と比べると、あえてここに「家事(出産・育児・介護・看護以外)のため」というものが必要なかと思ったのですが、そこはいかがなんでしょうか。

○津谷部会長 廣松委員、もう一度確認ですが、家事だけを殊更選んで選択肢の一つにしたのはなぜかということと、もう一つは家事の後の括弧書きですね。これが必要かどうかという二つの御質問があったと理解してよろしいのでしょうか。

○廣松委員 そうですね。

○津谷部会長 私の方からもお伺いしていいですか。

平成19年の調査で既に家事は、介護・看護とは別扱いになって、「家事(育児・介護・看護以外)のため」のように、括弧書きも介護・看護以外のためとなっておりますが、平成14年の調査でもこのようになっていたのでしょうか。

○栗原室長 「B9」につきましては、平成14年の時は質問自体がないようでございます。

○津谷部会長 分かりました。今回の変更は出産という言葉で、関連する選択肢全部で追加したということだったのですが、では廣松委員からの先ほどの2点の疑問につきまして、まずどうして家事だけを分けて質問をするのかということと、家事の中の括弧書きが必要かどうかという御指摘ですが、御回答、御説明がありましたらお願いいたします。

○栗原室長 前回調査で見ますと、括弧の中に入っていない段階のもので「家事(育児・介護・看護以外)のため」という選択肢の回答率は5.5パーセントでした。ちなみに、「育児のため」という選択肢の回答率が4.3パーセントなので、決して少なくはない方が家事のところだけでも該当しているのかなということで、選択肢として一つ育児とか介護以外のものも立てる必要があると認識してございます。

○津谷部会長 白波瀬委員、原専門委員の順にお願いします。

○白波瀬委員 簡単になのですけれども、多分この質問項目を出されたときはワーク・ライフ・バランスというものが想定されていると思いますが、特定のライフステージと、家事の内容が関係しています。ライフステージによっては、家事の一部として配偶者のお世話が入ったりと、色々あると思うのです。

○津谷部会長 原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 私は別の場所の質問だったので、また後でということ。

○津谷部会長 一言付け加えますと、先ほど白波瀬委員がおっしゃったようにケア、介護や看護、そして出産・育児もそうですけれども、これらはあるライフコースの中のある時

期に起こってくるものです。それに対して家事、つまり英語で言うハウスワークは、コンサルタントに恐らく毎日行うものだというので、本来これらはできれば分けた方が概念的にはすっきりするのではないかと私は思います。

お話を伺いますと、回答率としては結構あるということですので、ほとんどないようでしたら選択肢として残す必要はないかと思うのですが、家事だけを抜き出すと5パーセントぐらいということですので、それを男女別にみますともっとこれが大きな理由になっている可能性もあります。配偶関係、年齢、性別でクロスをかけたら、これも大きな理由になることも考えられるかなと推察いたします。

○廣松委員 残すこと自体に異論はありません。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。では、これはこれで御了承を頂いたということでしょうか。

では、原専門委員、先ほど別個の質問ということですが。

○原専門委員 「E」に戻るのですけれども、質問が2点です。

「E1」と「E2」の親問が「ふだん」となっているわけで、子問で「この1年間」となっているわけなのですが、親問を「この1年間」にすることは適切ではないという御説明が先ほどございましたが、もしそうであればその理由を今後の検討の参考にさせていただきたいので、もう一度御説明いただきたいというのが1点です。

もう一点なのですが、育児休業を利用しましたかということで「した」、「しなかった」に分かれています。全員が記入することになっていて、質問の趣旨は、働いていない人が答えづらいかということなのです。もちろん、別の質問で働いていた、働いていなかったということが分かるので、集計上は全く問題はないのですけれども、働いていなかった人がこの設問を見たときに、答えづらいということがないのか。紙幅の関係で、「働いていなかった」というものも加えられないだろうと思うのですけれども、その辺は事務局として印象でも教えていただければと思うのですが。

○栗原室長 「ふだん」の方は、先ほど御説明した際にきちんと伝わらなかったかもしれないのですけれども、「ふだん」は1年に区切るかどうかという話というよりも、全体的に就業構造基本調査自体がユージュアルベースの調査でありますので、そこは同じ平仄で、「ふだんしていますか」ということで合わせてございます。

働いていない人の場合どう答えるかということですが、この場合は選択肢でいきますと、そもそも育児休業の制度を利用しなかったということになりますので、選択肢上は「しなかった」の方に落ちてくるので、一応回答できることは回答できるのかなと思うのですが。

○津谷部会長 恐らく原専門委員がおっしゃるのは、育児休業というのは就業している人が対象になるわけですので、制度の適用外であるため休業しなかった場合と休業できなかった場合とを分ける必要があるのではないかというコメントであったと思います。

回答者の就業状態は別の設問から分かりますので、クロス集計をすればこの点について

も明らかになるのではないのでしょうか。回答者にできる限り負担をかけない、つまり様々なことを回答させて、あまり多く選択肢を与えない方が、回答者の負担の軽減という観点から見ても望ましいかなと思います。

色々な質問についてコンディション、コンティンジェンシーをかけない、つまりできる限り絞り込みとか条件をつけない方が、恐らく先ほどもお話が出ておりましたが、調査項目として使い勝手もよろしいのではないかと思います。この就業構造基本調査では、ユージュアルベースで調査していますので、ほかの設問からの情報を用いて統計局の方で集計していただけるものと思っております。

先ほどの御説明の冒頭にありましたように、もし統計表、結果表の作成につきましてこういうものが是非欲しいということがございましたら、メールでお伺いをいたしますので、その際に御指示を頂ければと考えますが、いかがでしょうか。

○原専門委員 スタンスは理解しました。ありがとうございました。

○津谷部会長 ありがとうございます。

その他、御質問、御意見ございませんでしょうか。

ちょうど3時半になりました。今回の部会は3時間の審議という長丁場でございますので、ここで少し休憩を取らせていただきたいと思います。今、3時半少し過ぎておりますが、休憩は5～10分ということですので、5分をめどに帰ってきていただければ大体10分で休憩時間はおさまるかなと思いますので、3時40分から審議を再開させていただいてよろしいでしょうか。では、3時40分までにお席にお戻りいただくよう、お願いいたします。休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

○津谷部会長 それでは、メインテーブルの方、皆さんおそろいになりましたので、部会審議を再開したいと思います。

1の(1)の「イ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備(実労働時間のより適切な把握関係)」につきまして、金子調査官からの御説明をお願いしたいと思います。○金子調査官 それでは「イ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備(実労働時間のより適切な把握関係)」についてでございます。この項目は、審査メモでも少し書いてございますが、ILOの決議におきまして、年ベースの総実労働時間の把握に努めるということが規定されております。

また、ワーク・ライフ・バランスの重要性の高まりに伴いまして、やはり労働時間のより正確な把握も必要になってきているといったこと等から、こういった状況を踏まえまして、資料5-8という、先ほど少しお話ししました基本計画の関係部分の抜粋におきましても、関係する調査事項の見直しということが掲げられているところでございます。

この関係の項目の変更につきましては、そういったことに対応するものでありまして、

2点ほど変更が予定されているということでもあります。

まず1点目でありますけれども、資料2-6、労働力調査の新旧対照表の1ページ、この上から二つ目の欄に、時間関係の調査事項の追加がございます。既存の調査事項といたしましては、従前から月末1週間の就業時間というものがあったわけですが、今回これに加えて、月末1週間の就業日数、変更案の上の方に「仕事をした日数」という欄が新しく加わっているかと思っておりますけれども、また更にその下の方に、いわゆる月間の就業日数、変更案でいきますと「当月の1か月間に仕事をした日数」というのが加わっているかと思っておりますが、これらを新たに追加するものであります。

この変更につきましては、従前からの月末1週間の就業時間に加えて、その月末1週間の就業日数というものを新たに調査することによりまして、1日当たりの就業時間というのが把握できる。これに更に月間の就業日数等を乗ずれば、ILOの決議が求めているような年ベースの労働時間の推計が可能になるということでありまして、基本的に適当ではないかと判断しているところであります。

もう1点、審査メモの4ページの上の方ですけれども、これは就業構造基本調査の関係でありまして、新旧対照表の5ページを御覧いただければと思っておりますが、この中でまず1週間の就業時間の選択肢、従前は平成19年調査の方の一番下の方にずらっと選択肢がございますが、一番上が65時間以上となっております。この部分を左の今回調査に記載されているとおり「65～74時間」、更に「75時間以上」という二つの選択肢に分割するものであります。

この変更につきましては、平成19年調査の際に、厚生労働省の過労死認定基準というものを参考に、長時間労働ということで65時間以上という選択肢を設定したということですが、ただ、この区分というのは前回調査の結果では、他の区分よりも非常に多いということで、いわゆる長時間労働者の分析のために変更をするということでもあります。これ自体は、当方としては適当と判断しているところですが、ただ、それ以外の部分で若干統計局の方に説明を求めている部分がございます。

まず一つ目が、論点②の方から先に説明させていただきますけれども、1週間の就業時間の選択肢の中で、ちょうど真ん中辺に「35～42時間」という選択肢がございます。前回の平成19年調査結果を見ますと、この部分で「200～249日」という一般的に多いであろう就業者の部分ですけれども、ここで「35～42時間」というのが全体の約4割に及んでいるということで、他の選択肢に比べて少し集中しているということで、これを踏まえて少し、例えばですが、40時間とか、そういった適当なところで分ける必要がないのかどうかということがまず1点ございます。

また、上の方ですけれども「1年間の就業日数」の部分ですが、この選択肢の中で今回調査で一番少ないものは「50日未満」となっておりますが、これは実は前回の19年調査の「調査票の記入のしかた」という手引があるのですが、それを見ると1年間に30日以上の場合を、仕事をしているとするという記載がございます。そうすると、この選択肢でい

きますと、30日未満、仕事をしているというものに入らないところも含まれてしまう。こういう形でよいのかどうかということについても、説明を求めているところでもあります。

この関係での御説明は、以上であります。

○津谷部会長 金子調査官、ありがとうございました。

それでは、総務省統計局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○栗原室長 特に補足等はございません。また、論点のところは、その質問になったら説明させていただきます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

では、労働力調査の基礎調査票の「⑧」の「月末1週間に仕事をした日数と時間」、そして「⑨」の「当月の1か月間に仕事をした日数」という追加の調査事項におきまして、月末1週間の就業日数及び月間就業日数を新たに追加するという今回の変更提案でございます。これにつきまして、御意見、御質問のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

労働力調査の新旧対照表の1ページでございます。

水野谷専門委員、もし何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○水野谷専門委員 それでは、基礎調査票に新たに労働時間に関して起こされるので、回答の負担が増えるということですので、そこら辺、もう既にいろいろ御検討されていると思うのですが、負担が増えることによる影響はどうかということですか。

ひとまずそれだけです。

○津谷部会長 まず、これにつきまして、つまり、月末1週間の日数と、それから当月の日数という二つの日数を思い出して数えなければいけないという回答者の負担の増加は大丈夫なのか、それについてどう考えられているのかということにつきまして、もし御説明、御回答がありましたら、お願いします。

○栗原室長 そうですね。今回この新しい質問を設けるに当たりまして、事前にアンケートのような形で、どの程度きちんと答えられるかというチェックは行っております。それによりますと、1週間の日数は問題ないと思うのですけれども、月間の方でもきちんと書かれているという感じでございます。

それから、負担が増えるという点は、確かにその面はあるかと思うのですけれども、それとの見合いで、従前ありました最後の質問である転職希望の質問を特定調査票に持っていきまして、そこは少し調整はしておりますので、極端に負担が増えるような形にはなっていないのかなと思っております。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○水野谷専門委員 今回新しくなって、当然記入の仕方のところで指示をされるのだと思うのですけれども、今まで月末1週間を聞くときには備忘録というか、1週間の自分の働いた時間をメモするような場所が設けられていたと思うのですけれども、今回この日にちと月の働いた日数を書くのに当たっては、何か記入表のようなものを御用意されるのか、



それとも言葉で、手帳を見て思い出してくださいとか、そこら辺の説明について教えていただければと思います。

○津谷部会長 回答者がより正確に、かつ、容易に思い出せるようなものを提供するおつもりなのかどうかということにつきまして、お願いいたします。

○栗原室長 分かりました。現状では、月末1週間の労働時間につきましては、今、水野谷専門委員がおっしゃったように、記入の手引のところに「おぼえ書き欄」というものがありまして、1週間、7日間のうち働いた時間をチェックするようなメモがございます。

同じように1か月の仕事をした日数について、そこまで設ける必要があるかどうかということなのですが、これは1か月から自分が休んだ日数を引いてもいいし、1か月間数え上げてそんなに大した違いが出るものでもないのかなという気がいたしますので、現状では特にそこまでは考えていなかったのですけれども。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御発言、ございますでしょうか。

それでは、もしこの件につきまして、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものとしたしたいと思います。

では、就業構造基本調査の調査事項についてでございます。これは、就業構造基本調査の新旧対照表の5ページに当たります。「A5」でございます。この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間について、1週間の就業時間についての選択肢の変更が行われておりまして、従前の「65時間以上」を「65～74時間」そして「75時間以上」の二つに分割するという提案でございます。本調査事項につきましては、先ほど御説明がありましたように、審査官室からも問題提起がなされております。その点も踏まえまして、御意見や御質問のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

元々平成19年調査から、このカテゴリーの幅なのですけれども、例えば平成24年調査の案ですと15時間未満、その次は15時間から19時間で引き算して4時間、次は1時間、次は7時間と、かなりでこぼこがあるのですけれども、どうもこれは平成19年調査も既にでこぼこがあるのですが、何か特別の理由があるのでしょうかというのが、1点目の質問です。2点目は、今、御意見としてもあったように、当然40時間のところに集中するであろうというのは、経験的にも考えられるので、そういう意味では確かに40時間というのを一つの区切りにしてカテゴリーを作られるというのは、私も一つの案ではないかと思います。

以上です。

○津谷部会長 もし、御回答、御説明がありましたら、お願いいたします。

○栗原室長 論点の回答と併せて御説明させていただいてよろしいですか。

論点で二つ挙げられておりますけれども、今、御質問いただいた関係は、2番目の方だ

と思いますので、そちらから先にお答えいたします。1週間の就業時間の回答の選択肢の区分ですけれども、これは各種制度等も勘案して設定しているものでございます。今回の変更につきましては、長時間労働が社会問題化しているということで、65時間以上のところの長い区分を少し分けて見られるようにしようということでございますけれども、それ以外の区分のところでは、20時間のところはパートタイム労働者の雇用保険の加入要件、30時間につきましては国際比較ということでOECDにおけるパートタイム労働者の定義、35時間は短時間労働者ということで一般的に使われている基準ということがございます。65時間以上は、労災認定のための基準ということで、その他、時系列比較のための過去の区分を継続してきている。

なお、「35～48時間」のところにつきましては、昭和62年調査まで2区分、「35～42時間」と「43～48時間」だったのですけれども、その後、短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律などを考慮して、「43～48時間」のところは46時間で分化したという経緯がございます。

今、御指摘の「35～42時間」のところをもう少し分けたらどうかという話でございますけれども、仮にここの区分を見直す場合には、ほかのところも整理する必要が出てきますので、そういったことで時系列比較に影響が出てきてしまうということが一つネックがありますので、そこは時系列の影響も見ながら慎重に考えないといけないのかなと思っております。

それから、1点目の論点の方で、「50日未満」のところと30日未満の関係でございますが、一応、ユージュアルといった場合には、本人がふだん仕事をしていると思っていれば、通常、ふだん仕事をしているとして回答してもらおうのですけれども、どうしても決めづらいという場合には、1年間で30日以上仕事をしている場合は、仕事をしているということで付けてくださいと言っておりますので、30日未満だからだめだとか、仕事をしていないわけではなくて、30日未満の人でもふだん仕事をしていると本人が思っていれば、そこは入ってくる場合があるということでございます。

以上でございます。

○津谷部会長 御回答ありましたけれども、そのほか、御質問、御意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

○金子調査官 先ほどの30日、50日という話なのですが、今の御説明ですと、要するに30日未満でも報告者が仕事をしていると認識していれば、そういうケースでも仕事をしているに含まれる。つまり、報告者の主観的な判断で変わり得ると理解していいですか。

○栗原室長 はい。元々ユージュアルというのは、そういう捉え方をしているということでございます。と申しますのも、そもそも就業構造基本調査がこういう形でユージュアルを取り上げた目的として、不完全就業のところの実態をより明らかにしようということがございます。

そういうことがありまして、30日以上という、一応決められない場合の便宜上の目安は設けていますけれども、30未満の不完全就業、つまり、就業と失業を出入りしているような人、そういう人も捉えられるようにすべきだと思いますので、そういうことからなっていると理解しております。

○金子調査官 基本的にユージュアルだというのは理解しているのですが、ただ、1年間に30日未満であっても、本人がふだん仕事をしていると思えば仕事をしていることになるというのは、少し違和感があるので確認させていただいたのですが、お考えは分かりました。

○津谷部会長 私からもお伺いしてよろしいですか。この50日未満を30日未満、そして30日以上49日と二つに分割する。時系列の統計としての整合性、時系列性が損なわれるのでカテゴリーを統合することについては、やはり私も慎重になるべきであろうと思いますが、この50日未満を分割するのなら、いろいろな考え方があります。御本人の主観的な判断によって回答していただくという趣旨はよく分かりますけれども、この部分を「30日未満」と「30～49日」と分けることをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○栗原室長 そうですね。そこは特に考えておりません。と言いますのも、不完全就業を見る上で、「30日未満」と「30～40日」を分ける、分析上特段の理由はあまりないのかなということでございます。

○津谷部会長 白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 私も不完全就業を見る意味は大きいと思います。その一方で、少し極端になるかもしれないのですが、あえて実際の数字を出さない、つまり、御自分がそういうふうに思われれば就労という定義づけを貫徹させるのであれば、目安をこちらから提示すること自体、若干自己矛盾になってしまう危険性もあります。言い換えれば、自分が働いていると思えば就労だと定義づけてしまうということも考えられます。そうすると30日未満のカテゴリーに持つてくる意味が、ぼやけてしまうという感じもあります。大体の目安として30日を働いているとするとおいて、30日未満というのをカテゴリーで作ってしまうことの意味が問われます。そこでその目安自体を削除してしまうといった考え方についてはどうなのでしょう。ご意見をお伺いしたいと思います。

○津谷部会長 少し整理をさせていただきますと、この平成19年調査、前回調査の「調査票の記入のしかた」というところに、「1年間に30日以上仕事をしている場合を『仕事をしている』とします」とありますが、こういうことを削ってしまったらどうかという御意見ですか。

○白波瀬委員 そうです。つまり、審査官室からも御質問があったのですが、30日働いていなくても働いている場合も入ることを確認させていただきたいと思います。多分、逆に言えばそれが就業構造基本調査の意味かなと私自身は解釈しておるのですが、そうしますと何日をもって働くとするといった目安自体を削ってしまった方が、はっきりするとか、混乱は起きないのではないかという気がしたのです。

○津谷部会長 どうぞ。

○栗原室長 そうですね。30日を削ってしまうと、ずっとこの30日でやってきていますので、時系列性に影響があるということも一つありますけれども、もう一つは調査の段階で、やはり回答者の中にはどう決めたらいいのだという人がどうしてもいますので、やはりその時に目安としてはこのぐらいというものが無いと、調査する際に混乱してしまうかもしれないということが一つございます。

○白波瀬委員 済みません。よく分かりました。時系列は大切だと思います。

○津谷部会長 その他、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、特に御異論ないようですので、御了承を頂いたということにしたいと思いません。

引き続きまして、1の(1)の「ウ 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備(有期雇用契約期間等の実態把握関係)」に移っていきたいと思います。

金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 この有期雇用契約期間につきましては、一般的にも時々言われておりますけれども、雇用者に占める非正規雇用の割合が3割を超える中で、非正規雇用の一形態であります有期雇用の雇用形態が非常に多様化していることが考えられる。また、こうした雇用形態の多様化に対応することもありまして、平成16年に労働基準法が改正されて、1回当たりの雇用契約期間の上限というものが従前原則1年でありましたものが3年に延長されたということもございます。

こうしたことを背景といたしまして、基本計画におきましても、資料5-8にも記載しておりますけれども、有期雇用契約期間の実態把握のための調査事項の改善ということが掲げられているところであります。

本事項は、これらに対応するものでありまして、調査事項の変更として4点計画されております。

まず1点目ではありますが、労働力調査の基礎調査票の部分です。新旧対照表の1ページを御覧いただければと思いますけれども、この中でちょうど真ん中に「従業上の地位」という表題で記載がございますが、ここの中で従前から「常雇の人」というものを調査していたのですが、今回調査ではこの常雇の人を、更に有期の契約か無期の契約かという形で分割するものであります。

これにつきましては、基本的に非正規雇用の実態をより正確に把握するという観点から、その形態の一つであります有期雇用契約者というものを特定し、契約者数を推計するための変更でありまして、適当なものかと判断しているところであります。

審査メモの5ページ目の下の方ですが、2点目です。労働力調査の新旧対照表でいきますと4ページを御覧いただければと思いますが、変更案の「A5 転職などを希望していますか」というところであります。この転職などの希望の有無という調査事項につきまして、真ん中の「現行」の中では選択肢が変更案より少し複雑になっておりまして、別の仕

事もしたい人に係る選択肢というものがございました。これを変更案、今回調査では削除した上で、この事項そのものについて、毎月調査する基礎調査票から四半期ごとの特定調査票へ移動するものであります。

これにつきまして、総務省統計局の方からは、説明として、平成14年以降の調査結果を見ると、月々では季節的な変動があるものの、四半期の結果により傾向の把握が可能であり、また、年ベースでは就業者全体6,000万人のうち約1割の600万人程度ということで、大きな変化はないと説明を受けております。

しかしながら、私どもといたしましては、審査メモの6ページの上の方に書いてありますとおり、転職希望者の状況把握について、その把握頻度が毎月から四半期になる、基礎調査票から特定調査票に移すことによって頻度が下がる、また、当然サンプル数も4分の1になるということで、転職希望という設問の性格上、少し慎重に考えたい。こういったような、頻度、サンプルを落としていいのかどうかということについて、少し御意見を頂きたいと考えています。

また、統計の継続性という観点から見ても、ここら辺について問題がないのかどうかということ、統計局に説明を求めているところであります。

3点目ですが、審査メモでいくと7ページになります。今度は就業構造基本調査の方であります。審査メモでは新旧対照表の1ページとなっておりますが、これは4ページの誤字でありますので、4ページに修正していただきたいと思っております。この4ページに記載している新しい24年調査でいくと「A1」から「A1の3」、「A1の4」という部分であります。

まず、「A1」でありますけれども、勤めか自営かという別について、従前は「常雇」、「臨時雇」、「日雇」という別で把握しておりました。右側の平成19年調査の一番上のところで、そういう形でありますけれども、これを削除して、左側にありますように、勤め先における呼称、つまり、「正規」だとか、「パート」だとか、「アルバイト」だとか、こういう呼称のみでとするということが、まずここの中の1点目の変更であります。

また、雇われている人について、新たな事項として、「A1の3 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」、及び「A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか」、こういった新規事項を追加するものであります。

これにつきましては、総務省統計局では、従来の「常雇」、「臨時雇」、「日雇」といった区分に関しては、常雇ですと定義的に、いわゆる契約期間が1年超、もしくはそういった定めがない者ということになっておりますので、いわゆる常雇という従来の形では、有期雇用契約でないことが分からない。また、雇用契約期間の定めの有無とか、1回当たりの雇用契約期間というのは、そういった雇用契約期間の実態を把握するために必要である。併せて、その更新の有無や更新の回数も把握したいということでもあります。

ただ、私どもとしましては、まず審査メモの論点の①に書いてありますとおり、この就業構造基本調査の方では、そういった常雇等々の区分をなくすという一方、労働力調査で

はそういった区分、「常雇」、「臨時雇」、「日雇」、こうした区分はそのまま残すということで、調査によって取扱いが異なるということが本当に適当なのかどうかということが、まず1点。また、実は②に書いてありますが、厚生労働省は今年の7月に1回限り、1回限りといっても実は平成21年にも1回限りで実施しているのですが、1回限りということで事業所を対象として有期雇用契約に関する調査を実施しております。その結果によりますと、1回当たりの雇用契約期間別の事業所の割合というのは、3か月超から1年以内というところが8割以上を占めているという状況であります。

その一方で、今回の就業構造基本調査の1回当たりの雇用契約期間に係る選択肢を見ますと、「1か月未満」、「1か月以上1年以下」、「1年超3年以下」、「3年超5年以下」という形になっておりまして、もし仮に厚生労働省の調査結果と同様の傾向が出るということであれば、この中で「1か月以上1年以下」というところの選択肢に回答の8割以上が集中する可能性があるのではないかと。このような選択肢の区分は適当なのかどうかということについて、統計局に説明を求めているところであります。

4点目、審査メモでいうと8ページ目の真ん中辺ですが、就業構造基本調査の新旧対照表でいくと11ページです。これは先ほど御説明したものと同じ形でありまして、前職ではなくて前の職について、「常雇」、「臨時雇」、「日雇」という別を削除する。こちらも呼称のみにするという変更であります。これについても、先ほどと同様の視点で労働力調査の方では、この区分が残る一方、こちらでは残らないという、調査によって異なる形になることについて、果たして適当なのかどうかということが、統計局に説明を求めているところであります。

この関係の説明は、以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○栗原室長 特に補足等はございません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず、労働力調査の基礎調査票の「⑩ 従業上の地位」、これは労働力調査の新旧対照表の1ページでございますが、その調査事項において、選択肢の「常雇の人」を「常雇の人（有期の契約）」及び「常雇の人（無期の契約）」の二つに分割することについてでございます。御意見や御質問のおありの方から、どうぞ御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきまして、特に御意見がないようですので、御了承いただいたものといたしたいと思っております。

次に、同じく労働力調査の特定調査票の「A5」、これは新旧対照表の4ページでございますが「転職などを希望していますか」において、選択肢の内容を一部整理した上で、基礎調査票から特定調査票へ移すということについてですが、これについても審査官室から問題提起が先ほどの御説明にありましたようになされております。この問題提起も踏まえ

まして、御意見や御質問のおありになります方、どうぞ御発言ください。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 もちろんこういう転職希望についてのデータも毎月取ることができれば、それに越したことはないと思うのですけれども、多分全体とのバランスで何を優先順位に持ってくるかというところで、本案を決められたのだと思います。そこで確認ですが、そこでの理由というのは、毎月転職理由を聞き取っても、それほど大きく変化はないということが、毎月の調査に入れずに、優先度としては低いという御判断になったわけですね。

○栗原室長 論点の説明と併せてお答えいたします。白波瀬委員もおっしゃったとおり、もちろん毎月聞ければ、それに越したことはないのですけれども、やはり記入者の負担などもありますので、何を優先するか考えないといけないということでございます。

今回は、非正規雇用の把握のところを、かなり充実して基礎調査票の裏面は充実させておりますということと、それから、元々転職希望ということで、意識に関する質問事項もありますので、これは基礎調査票というより特定調査票の方がそもそもなじむのではないかと考えてございます。

あとグラフも審査メモの方にお付けしておりますけれども、月次ではなくなりますが、大体四半期ごとなので、どこが山で、どこが谷かという傾向的なところは一つ見るができるのかなと思っております。

以上です。

○津谷部会長 白波瀬委員、よろしいでしょうか。

○白波瀬委員 はい。

○津谷部会長 そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

では、この件につきましては、特に御異論がないようですので、御了承いただいたものといたします。

次に、今度は就業構造基本調査の調査事項に移らせていただきます。新旧対照表の4ページでございます。「A1」の調査事項につきまして、勤めか自営かの別などにおいて、雇われている人につきまして、「常雇」、「臨時雇」、「日雇」の別を削除して、勤め先における呼称のみで問うというように変更がなされていること。また、雇われている人については、新たに「A1の」3で、雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間及び雇用契約の更新の有無、そして更新回数を追加することについてですけれども、これにつきましても審査官室から問題提起がなされております。

この点を踏まえまして、御意見や御質問ある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

では、白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 やはりカテゴリーについては、多分ユーザーの立場からしても、日本の中での労働関係についての調査でも同一のカテゴリーが使われているというのが理想なのかもしれません。しなしながら、同じ労働に関する調査といえどもその中心的な目的や着目したい側面が異なりますので、若干の違いがあっても現実的には仕方がないことではな

いかと感じております。

そういう意味では、やはり実態把握、特に非正規雇用のということになりますと、確かにこの「常雇」というカテゴリーは非常に分かりにくいというか、中身としても理解があまり統一されていないという印象が若干あります。紙面の関係上、一緒に入れることができればそれもよろしいかもしれないのですけれども、どちらかということになりますと、この正規かパート、アルバイトかといった形でのカテゴリーの方が、政策等を考える場合にも基礎データになりやすいのではないかと感じております。

厚生労働省が実施した実態調査については、調査対象を絞ったかなり詳細な調査があります。一方、就業構造基本調査については毎年というわけでもありませんので仕方がないのですけれども、これだけの規模の調査ですし、確かに雇用契約期間については半年か否か、さらにはもう少し詳しいカテゴリーがありますと、全体の中での非正規雇用の実態が一層見えてくるのかもしれません。

以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

この「常雇」、「臨時雇」、「日雇」を削除するということについては、適切であろうという御意見。そして、先ほどの問題提起にもありましたように、雇用契約期間の「1か月以上1年以下」というところに、回答が集中をしてしまうことが考えられるので、これをもっと少し分割してはどうかという御意見ですが、いかがでしょうか。

○栗原室長 論点の回答と併せてお答えいたします。論点二つありますが、一つ目の方です。労働力調査と就業構造基本調査で「常雇」のところの扱いが違うのではないかという話なのですけれども、そもそもこの「常雇」というのが雇用契約期間1年以上か無期の契約の人、「臨時雇」が1か月以上か1年未満の人ということですので、元々雇用契約期間に着目した分類になっております。

今回、就業構造基本調査の方は、それを更に一步具体化して、「1か月以上1年以下」とか、「1年以上3年以下」とか、ダイレクトに期間を聞く質問に改めていますので、そういう意味で「常雇」、「臨時雇」、「日雇」に代わるものになっているということが、まずございます。

就業構造基本調査の方は、こういう形で細かく世帯向けの調査として聞くのは初めてなものですから、そういう意味で選択肢も「わからない」というのを入れています。恐らく具体的に答えられない人が少なからずいるのではないかと考えております。そういう意味で、まず就業構造基本調査でやってみた上で、どの程度正確に取れるかというのを見た上で、また労働力調査の扱いなども考えていくことになるのかなと考えております。

論点2の方で、厚労省の調査が引用されておりますけれども、これは事業所を対象にした調査でありますので、事業所の方は雇用契約の管理という観点から、幾らでも細かく切れると思うのですけれども、そこはやはり事業所対象の調査と世帯対象の調査の違いということ、十分踏まえて設計しないとうまく正確には取れないと考えております。



○津谷部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 私はこの修正は非常にいいとっていて、特に「定めがない」ところで「定年までの雇用を含む」ときちんとしてあるところなどは、とても気が利いていると思ったのですが、「定めがある」の期間区分も慎重に検討した方がいいのかなとっていて、きつと慎重に御検討されてきたとは思いますが、確かに審査官室が挙げられた例示、厚労省の調査は事業所調査なので、比較には適してないと思うのです。ただ、個人調査の方で、例えば私どもの機構の方とかで個人を対象に雇用契約期間を聞いた調査とか幾つかあると思いますので、そういうものとの比較を、これまでこういう案をつくられる過程で、どのくらい御検討されたのかということをお教えいただければと思います。

○津谷部会長 お願いいたします。

○栗原室長 分かりました。原専門委員のおられるところを見たかどうか定かではないのですけれども。個人対象の調査でも、他省の調査でそういう質問事項は行っているのを見たことはあります。ただ、それは元々個人とは言いながら、有期雇用契約をしている人にスクリーニングをかけて、インターネット調査のような形でしていたりとか、そういうケースがありましたので、必ずしもフラットな形で細かく聞いているものというわけではなかったのかなとっております。

○原専門委員 やはり「1か月以上1年以下」のところに集中してしまったら、非常にもったいないと思うので、もう少し検討のしようがあるのかなという印象は持ちました。

○津谷部会長 水野谷専門委員、何か御意見ございますでしょうか。

○水野谷専門委員 細かいことで一つお聞きしたいだけなのですが。

○津谷部会長 このところについてですね。「A1の3」ですね。

○水野谷専門委員 はい。そうです。就業構造基本調査の方が雇用契約期間で分からないという選択肢が入っているのですけれども、労働力調査の方は、恐らく雇用契約期間がよく分からないという人がいらっしゃると思うのですけれども、労働力調査の場合は、もしそういう人の場合、どこを答えるのでしょうか。「わからない」という選択肢がないので。

○津谷部会長 統計局、どうぞお願いいたします。

○栗原室長 労働力調査の場合は、そんなに区分が細かくなっていないということがあるのと、「臨時雇」とか、「日雇」とか、そういうところで自分が該当するものを恐らく答えているのだとは思いますが。

○津谷部会長 そうすると、労働力調査も就業構造基本調査と連動して「わからない」という選択肢を加える必要がないのかという御意見にも理解できますが、もちろんトレンドをタイムリーに追う調査と、構造を把握する調査では当然違ってくると思いますけれども。

○栗原室長 いずれにしても今回の就業構造基本調査で新しい試みでもありますので、その結果を踏まえた上で、労働力調査はこのままずっと行くわけでは必ずしもありませんの

で、今回の結果を踏まえた上で、そこはまたよく考えさせていただきたいと思っております。

○津谷部会長 ただ、「A1の3」ですけれども、新旧対照表の4ページですが、まだ若干矢印などがありますけれども、スペース的に取って取れなくなっていますので、「1か月以上1年以下」に集中する可能性があるのではないかと。ここに回答がほとんど集中してしまいますと、変数として非常に使い勝手が悪いということにもなりますし、細かくしたものを後で統合することについてはできますので、もしよろしければ政府調査のみならず、ほかの研究機関などが実施している全国調査、これは当然事業所と世帯、個人は違うわけですが、世帯、個人を対象にした調査などで、有期契約期間がどのようになっているかということをし少しレビューしていただいて、御検討いただくことはできますでしょうか。

○栗原室長 分かりました。どこまで正確に取れるかということで、世帯向きの調査ということもありますので、さっきの説明の繰り返しにはなってしまうのですが、もちろん細かく取ればそれに越したことはないのですが、あまり最初から過大に期待し過ぎていけないのかなという気がいたしておりますが。

○原専門委員 もし差し支えがなければ、私どもの機構でこういう調査があるということは御紹介できますし、この区切りが非常に意義あるということは分かって、本当にお考えの上これを作られたとは思いますが、やはり「1か月以上1年以下」のところはもう少し分かれる可能性がないのか。紙幅の関係上もこれを六つに選択することはできないのかと感じてはいるところなのですが、最初から期待はできないとは思いますが、でも過去に先行調査が幾つかあるのですから、その辺も既にきちんと検証されているとは思いますが、もう少しされてもいいのかなという感じがするのですが。

○栗原室長 分かりました。その調査を頂いて、調査対象とか色々違いがどうなっているかよく見た上で検討してみたいと思います。

○原専門委員 もちろん、参考にしていただければという程度で、私も御紹介いたしますので、御参考にしていただければと思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。

金子調査官、もし御意見がありましたら、どうぞ。

○金子調査官 事業所調査のことだけ審査メモでは書いてあるのですが、実は厚生労働省はネットという形で個人に対しても調査をかけています。ただ、先ほど少し統計局から御説明があったように、これはいわゆる有期契約労働者に特定をして、それでネットで調べるという、やや通常の調査とは違うような形なので、説明はしなかったのですが、一応この調査の結果を見ますと、やはり細かく契約期間については選択肢が分かれていて、3か月超6か月以内と6か月超1年以内とあって、この両者を合わせると結果的には7割がここに集中しているということがあります。

○原専門委員 ありがとうございます。

○津谷部会長 無作為抽出の確率サンプルではないけれども、この「1か月以上1年以下」

に集中する可能性が、どうやら高いようですので、これはもう一度持ち帰っていただきまして、全国調査の結果なども参考にさせていただいて、話し合っていたいただいて、次回の部会でその結果をここで御説明いただくことはできますでしょうか。

○栗原室長 分かりました。

○津谷部会長 それでは、どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、この件については、特にさらなる御意見がないようですので、宿題をお願いするという形で次回に持っていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

そして最後に、今度は就業構造基本調査の調査事項の「A1」の調査事項の変更に伴いまして、前職に関する調査事項を変更するもので、これは割愛をさせていただきたいということでございます。これにつきまして、御意見、御質問ございませんでしょうか。

ございませんでしょうか。それでは、この点につきましても、御了承を頂いたものとしたしたいと思います。

続きまして、今度は「(2) 統計法施行状況に関する審査結果を踏まえた変更等」についての審議を行いたいと思います。

それでは、審査メモの8ページにつきまして、金子調査官から御説明をお願いいたします。

○金子調査官 非正規雇用の雇用形態の把握関係ということでございまして、先ほど有期雇用契約期間の関係のところでも少し触れましたが、非正規雇用というのは近年の企業間競争の激化とか、あるいは経済の低迷、労働者の価値観の多様化、こういったようなことを背景といたしまして、正社員に代わってパートタイマーとか、アルバイトとか、派遣労働者とか、契約者社員とか、多様な形態で働く、いわゆる非正規雇用者という形の方々が増加しているということで、その割合は雇用者全体の3割を超えるという状況になっているということでございます。

このようなことで、非正規雇用の実態把握につきましては、たびたび引用しておりますが、資料5-8の基本計画の中でもその必要性が指摘されているところであります。さらに、統計委員会では毎年度統計法の施行状況に関する審議を行っているのですけれども、この中でも関係のところでは資料5-9に記載しておりますけれども、毎年度そういった非正規雇用の実態把握の必要性が取り上げられているところであります。

本事項は、これに対応するというところで、調査事項の変更が3点計画されているということでもあります。

まず1点目でありますけれども、労働力調査の基礎調査票ということで、新旧対照表の1ページであります。この一番下の「勤め先における呼称」につきまして、これを四半期ごとに実施する特定調査票から毎月の基礎調査票に移動するというところであります。その趣旨というのは、今、申し上げたような非正規雇用の動向をタイムリーに把握して、関係データをより迅速に提供するという観点で、そういった把握、提供頻度を高めるという

ことでありまして、これにつきましては当方も適当と判断しているところであります。

2 ページ目が、審査メモの 9 ページでありますけれども、やはり労働力調査の新旧対照表の 2 ページ目であります。ここの一番上に「勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容」というものがございしますが、ここの変更案の欄の中に説明として「労働者派遣事業所の派遣社員は、派遣先について書いてください」という記載が追加されております。これの意味するところは、派遣労働者の勤め先・業主などの名称について、従前は派遣元の企業などの名称が記載されていた。これを実際に派遣労働者が働いている派遣先の企業などの名称を把握する形に変更するということであります。これについては、現状では派遣元という形になりますと、全て人材派遣業の産業でありますサービス業という形で集計されてしまいますので、いわゆる産業別の労働投入力の把握という観点からすると、派遣元ではなくて、実際に労働力が投入されている派遣先の企業に係るものに改めるということが適当であろうということで、私どもも適切な措置であると判断しております。

3 点目であります。これは、労働力調査の特定調査票の方ですが、新旧対照表でいくと 3 ページ目の下の方ですが、いわゆる非正規雇用に就いた理由を新たに追加するということであります。

これは、総務省統計局の説明でありますと、いわゆる非正規雇用者の種類としては、自ら望んで非正規雇用を選択している人がいる一方、正規雇用の職がないということで、やむを得ずに非正規雇用になっている方もいらっしゃる。そういう、やむを得ずという方々の中には、当然、生計を担う立場にいる方も含まれると考えられて、そうした人たちが十分に活躍できないということは社会的な損失でもあるということで、そこら辺の非正規雇用が本意なのか、不本意なのかといったことを把握するために、この設問を追加するということであります。

また併せて、非正規雇用と育児・介護等の関係を分析するための選択肢も、この中に盛り込んだということでもあります。

基本的な趣旨としては、適当と判断されるわけなのですが、ただ一つ非正規雇用に就いた理由の選択肢の一つとして、「家事・育児・介護等と両立しやすいから」という形で、家事と育児と介護というのが全部一まとめになっているのですけれども、これは例えば家事・育児と介護・看護というふうに分ける必要がないのだろうかということを、今、統計局に説明を求めているところでもあります。

この関係の説明は、以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、統計局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○栗原室長 特にありません。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、まず労働力調査について、新旧対照表の 1 ページでございますが、基礎調査票において「⑪ 勤め先における呼称」の項目につきまして、特定調査票から基礎調査票

に移動するということにつきまして、御意見や御質問のおありになる方、どうぞ御発言をお願いいたします。

よりタイムリーな統計を収拾しようという御趣旨かと思いますが、御意見、御質問はございませんでしょうか。

それでは、特に御異論がないようですので、御了承を頂いたものといたします。

次に「⑫ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容」において、派遣労働者の勤め先・業主などの名称について、従来の派遣元企業等の名称から実際に労働力が投入されている派遣先企業等の名称を把握するという変更についてでございます。これは、新旧対照表の2ページです。御意見や御質問のおありになる方、どうぞ御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましても、特に御意見がないようですので、御了承を頂いたものといたします。

次に、新旧対照表の3ページの特定調査票の「A4 どうして今の雇用形態についているのですか」という非正規雇用に就いている理由でございますが、それにおいて非正規雇用に就いた理由を新たに追加することでございます。これにつきましては、先ほど審査官室から問題提起がなされております。この問題提起も踏まえまして、御意見、御質問、お願いいたします。

白波瀬委員、お願いいたします。

○白波瀬委員 ありがとうございます。

もちろん、選択肢としてたくさん出すことができれば、家事・育児、介護・看護というのは、ライフステージ的に違いますので、それを分ける意味があるかもしれません。しかしながら、私は全体のバランスから見ますと、非正規雇用に就く積極的な理由づけの方が多いため、内容的なバランスをどうするかが気になります。つまり、ここではやむを得ず非正規雇用に就いたのかどうかということが知りたいということであれば、もう少しストレートに、自ら希望したのか、そうでないのか、という選択肢の方が、結果としては読みやすいのではないかと感じました。

以上です。

○津谷部会長 統計局、御説明、御回答でございますでしょうか。

○栗原室長 まず、論点の方の御回答だけさせていただきます。一応この質問項目は、今回新しく入れた項目でありまして、従来非正規が増えているのは分かるのですが、何で増えているのかという、切り込むような情報があまりなかったものですから、今回その一つを入れたということと、あと統計委員会の方でも御指摘いただいている不本意型、正規の仕事がないために非正規に就いているというものを明らかにするために立てております。

この質問を立案するに当たりまして、他省の調査も参考にして、選択肢自体は回答の割

合が高いものをスペースが許す限りの範囲でなるべく持ってきているような構成になっております。そうしたときに、この家事・育児・介護の項目につきましては、参考にした調査によりますと、家事・育児・介護等、あと趣味・学習等他の活動と両立しやすいからということで、両方のセットとしての一本の選択肢になっているのですけれども、その割合が複数回答で24.5パーセントとなっております。

したがいまして、これを更に育児と介護で分割までして結果が安定的に見られるかというのが一つありますのと、最初に申し上げたとおり、いろいろな非正規雇用の背景をいろいろな観点から見ようということで入れていますので、育児・介護などワーク・ライフ・バランスと非正規等の関係ということで一本立っていれば、あえてそこを分割するまでの必要性はないのかなと考えております。

それから、白波瀬委員からの御意見ですけれども、もう少しストレートにということではあるのですが、統計委員会の方の要望で、不本意型とか、そういうものがあつたものだから、もう少し具体的な形の選択肢の項目として並べているわけです。

○津谷部会長 よろしいでしょうか。この家事・育児・介護を合計しても複数回答で約4分の1ぐらいです。スペースの問題もあると思うのですが、これを三つに分けると非常に割合が少なくなるのではないかとということです。

それから、不本意なのか、そうしたくて、つまり希望して非正規で働いているのかという区別は、これは統計委員会でもかねてより指摘されていることでして、不本意型の非正規雇用とが社会的にも、経済的にも、そして家庭内においても影響が大きいだろうということです。そのため、その区別をしたいということで、ストレートにそれを聞いたかどうかという御意見だと思うのですが、具体的に選択肢をここに出して、最後の正規の職がないからというところで不本意ではないけれども、非正規に就いている人をここで拾おうという意図であるという御説明であったと思います。

○栗原室長 あと、ついでに言いますと、不本意型と育児・介護とかワーク・ライフ・バランスとか、いろいろ付加価値を付けてという御指摘を頂きました。

○津谷部会長 ワーク・ライフ・バランスもここで情報を得ようということかと思えます。どうぞ。

○白波瀬委員 その意図は一応理解しているつもりで、類似した調査も実際あるのですけれども、私個人的には、この聞き方が果たして潜在的に存在する不本意型非正規を把握するために的確な質問項目かどうかということには、少し疑問に思っております。非正規の就業者に今、就いている人にその理由はと聞いたら、多分子どもが小さいのとなると両立ができるからということに「○」をするのだと思うのですけれども、両立するために非正規を選んだということと、その非正規自体に就くことが、どれだけ自らの理にかなっているかどうかというのは、何か少し違うような気がするのです。文句だけ言っているようで申し訳ないのですけれど。

ですから、この段階で的確な質問項目を挙げるほど、私もきちんと整理できてないので、

感想めいたことしか申し上げられませんが、果たしてこのような聞き方で対象者本人が本意かどうかということ把握できるのかということについて、個人的には疑問を持っているところです。ただ、御質問の趣旨はよく分かります。

○津谷部会長 ほかに御意見ありますでしょうか。原専門委員、どうぞ。

○原専門委員 私はこれで大丈夫ではないかと思ったりしているのですが、一応、当てはまるもの全てに「○」をした後に、主なもの一つに記入となっているので、別案がすぐには出せないという現状ではこれが最善なのかなという気はしました。感想です。

○津谷部会長 水野谷専門委員、いかがでしょうか。特に御意見はございませんか。

○水野谷専門委員 はい。

○津谷部会長 さらに宿題をお願いするほどではないように思いますので、この件につきましては、一応これで御了承を頂いたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○津谷部会長 以上で、もうあと5分ということで、時間もそろそろまいりましたので、本日の審議はここまでとさせていただきますと思います。

次回の部会までに、今回複数の宿題が出ております。整理、準備していただく事項、そして資料として作成していただく事項がございましたので、それにつきましては、次回の部会で統計局の方から御説明をお願いしたいと思います。また、次回の部会までに統計審査官室との間できちんと調整と打ち合わせをなさしまして、次回の部会に備えていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次回の部会につきまして、金子調査官から御連絡をお願いいたします。

○金子調査官 次回の部会につきましては、11月21日、月曜日の14時からということで、会場は本日と変わります、この建物の6階の特別会議室で開催いたします。今回は、先ほど部会長の方から御説明がございました、本日の宿題等に関する整理を行った上で、本日審議できなかった審査メモの残りの部分について、更に審議を行っていきたいと考えております。

また、最初の御説明でも申し上げましたが、審議対象である個別事項に関する統計表については、今日もお配りしておりますが、更に別途電子メールで委員・専門委員にお送りさせていただきます、御意見等がございましたら11月7日、月曜日、来週でございますけれども、メール等適宜の方法で御連絡を頂ければと思います。

また、それとは別に何か、こういった資料を準備してほしいということがございましたら、併せて御連絡を頂ければと思います。

それから、本日お配りしている資料でございますが、委員・専門委員の先生方、もちろんお荷物になるようございましたら、必要なもののみお持ち帰りいただく形で、そのほかは私どもの方で保管しておきますので、残して置くものがございましたら机の上に残しておいていただいて結構でございます。また、当方の方で保管しまして、次回の部会にお

いてお配りいたします。

ただ、念のため、もしお持ち帰りいただいた資料がございましたら、必ず次回の部会に御持参くださるようお願いいたします。

御連絡は、以上でございます。

○津谷部会長 本日の部会の結果概要は、11月18日、金曜日に開催予定の内閣府統計委員会で私の方から報告をさせていただきます。なお、審議概要につきましては、事務局から事前に御照会をいたしますので、御対応のほど、よろしくをお願いいたします。

本日は、大変盛りだくさんな審議を行いました。ありがとうございました。本日の部会は、これで終了といたします。